

改定率の改定等

- ① 毎年度、**名目手取り賃金変動率**を基準として改定し、当該年度の4月以降の年金給付に適用する
- ② 名目手取り賃金変動率が**1を下回り**、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を**上回る**場合、**物価変動率**を基準とする
- ③ ただし、物価変動率が**1を上回る**場合は、**1**を基準とする

①名目手取り賃金変動率	②物価変動率	③1
名目手取り賃金変動率		物価変動率
↓	↓	↓
	物価変動率	
	名目手取り賃金変動率	名目手取り賃金変動率

調整期間における改定率の改定の特例（＝マクロ経済スライド）

- ① **算出率**を基準とする
- ② 算出率が**1を下回るときは**、**1**を基準とする
- ③ ただし、名目手取り賃金変動率が**1を下回る**場合は、次のa・b・cに定める率を基準とする

a. 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき	名目手取り賃金変動率
b. 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき(c.の場合を除く)	物価変動率
c. 物価変動率が1を上回るとき	1

- ※ 算出率とは、次のaの率にbの率を乗じて得た率をいう
 - a. 名目手取り賃金変動率
 - b. 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率
- ※ 調整率とは、公的年金被保険者等総数の変動率に0.997を乗じて得た率(当該率が1を上回るときは、1)をいう

基準年度以後改定率の改定

- ① 基準年度以後改定率の改定は、**物価変動率**を基準とする
- ② 物価変動率が**名目手取り賃金変動率を上回り**、かつ、名目手取り賃金変動率が**1以上**となるときは、名目手取り賃金変動率を基準とする
- ③ 物価変動率が**1を上回り**、かつ、名目手取り賃金変動率が**1を下回るときは**、**1**を基準とする

①物価変動率	②名目手取り賃金変動率	③1
	物価変動率	物価変動率
↓	名目手取り賃金変動率	↓
物価変動率		名目手取り賃金変動率

※ 基準年度以後改定率とは、受給権者が**65歳に達した日の属する年度の初日の属する年の3年後**の年の4月1日の属する年度以後において適用される改定率をいう

調整期間における基準年度以後改定率の改定の特例（＝マクロ経済スライド）

- ① **基準年度以後算出率**を基準とする
- ② 基準年度以後算出率が**1を下回るときは**、**1**を基準とする
- ③ ただし、次の場合は、それぞれa・bに定める率を基準とする

a. 物価変動率が1を下回るとき	物価変動率
b. 物価変動率が1を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が1を下回るとき	1

- ※ 基準年度以後算出率とは、次のaの率にbの率を乗じて得た率をいう
 - a. 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)
 - b. 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率
- ※ 調整率とは、公的年金被保険者等総数の変動率に0.997を乗じて得た率(当該率が1を上回るときは、1)をいう